

何が変わるの？

～導入に向けた実務対応ポイント～

電子帳簿保存法 対策セミナー

電子帳簿保存法とは、各税法において保存が義務付けられている帳簿書類について、一定の要件を満たしたうえで、電子データにより保存を可能とすること（電子帳簿等保存・スキャナ保存）と、所得税法・法人税法上の保存義務者が電子ファイルで送付・受領した請求書等のデータ保存を求めること（電子取引データの保存）を定めた法律です。

上記電子データの保存は、2024年1月から必要になりますが、令和5年度税制改正により要件が緩和されることとなりました。

そこで本セミナーでは、令和5年度税制改正の緩和策を中心に、電子帳簿保存法の概要から実務の部分まで対応方法をわかりやすくお伝えします。



令和5年12月14日(木)14:00～15:00

【主な講座内容】

- ◎改正電子帳簿保存法の基本
- ◎令和5年の税制改正でどう変わった？
- ◎電子取引データ保存の大切なポイント
- ◎電子帳簿・スキャナ保存の注意点
- ◎電帳法に対応する前にやっておきたいこと
- ◎デジタル化への対応を考えておこう



～終了後、個別相談を受け付けます～

【講師】

<近畿税理士会社支部>

税理士 佐藤孝一氏

会場 加西商工会議所 会議室

受講料 無料（会員・非会員 問わず）

対象 中小・小規模事業者

定員 20名（先着順）

<お申し込み方法>

必要事項をご記入いただき、FAXか

メールか右記QRコードよりお申込みください。



<お問い合わせ> 加西商工会議所

TEL: 0790-42-0416

FAX: 0790-43-1123

メール: seminar@kasaicci.or.jp

12/14(木)開催 『電子帳簿保存法対策セミナー』 受講申込書

事業所名		T E L	
所在地		M a i l	@
受講者名		個別相談	希望する ・ 希望しない

※ご記入いただいた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、取扱いにつきましては個人情報保護法に則り、厳重に管理いたします。